

民間資金等活用事業推進委員会総合部会検討会（概要）

日 時：平成21年9月29日（火）13：30～15：30

会 場：中央合同庁舎第4号館4階第2特別会議室

出席者：山内部会長、高橋委員、宮本委員、

伊藤（信）専門委員、伊藤（陽）専門委員、今道専門委員、小林専門委員、土屋
専門委員、光多専門委員、美原専門委員

赤羽弁護士、江口弁護士、名執法務省矯正調査官、野村清水建設株式会社投資開
発本部上席マネージャー、水野総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室長、
吉田国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室長

事務局：小橋民間資金等活用事業推進室長、稗田参事官、吉田補佐、瀬戸山上級政策調査
員

議事概要：

（1）PFI事業契約の条項例について

事務局より、資料1～4に基づき、条項例案の追加・修正点や追加の論点、今後の
進め方等について説明。委員からの主要な意見は下記の通り

【第10条～12条：監視職員、事業代理人について】

- ・（B委員）第10条～12条については、誰がどのような理由で修正を提案したのか。
- ・（事務局）国土交通省からの意見である。
- ・（C出席者）協議先や通知先を契約上明確にしておくことで、事業が円滑に進むことが期待される。
- ・（D専門委員）この概念については、これまでのPFI契約の中で明確に定義されており、実際に問題が発生したことはない。新たに事業代理人、監視職員などの概念を持ち込むことには反対する。
- ・（E出席者）国の案件では、監視職員や事業代理人の規定は、実際の事業契約にも取り入れられ始めている。
- ・（B委員）この規定はトラブルが発生した際に難しい問題を引き起こす可能性がある。このまま条項例に入れることには反対する。法的にどうであるかということと実務的にどうであるかということに分けるべき。また、事業代理人の選任には管理者等の事前承諾を要件とすべき。
- ・（G出席者）実際のPFI事業でも、監視職員と管理者等の概念が、法的な部分と実務の部分とであいまいになってしまう懸念がある。
- ・（E出席者）発注者も選定事業者も法人格を持っており、誰か自然人が法人を代理して意思表示をしなければならない。名前は物々しいが、その手続きを定めているということではないか。
- ・（H専門委員）この条項例は、多くの発注者にとってモデル的な意味合いを持つであろうから、この条項例にある規定は今後、PFI事業契約書に採用される可能性が高い。この観点から、何を残して、何を削るべきかという議論をするべき。また、今回新しい追加・修正があるので、全体を通しての意見を出す機会を与えていただきたい。

- ・(A出席者) この規定では、監視職員と事業代理人とで権限にかなりの差があるので、そろえたほうがよい。
- ・(部会長) この論点については、委員からいただいたご意見を基に、事務局に必要な修正をさせるとともに、追加の資料を作成させ、次回また議論いただくこととしたい。

【表題について】

- ・(F 専門委員) 表題について、今の「条項例」だと、色々な種類の P F I 事業契約書の条項を束ねたものだと誤解される可能性がある。表題を「標準契約書」や「モデル契約書」などとしたほうが、我々が議論していることが外に伝わりやすい。
- ・(C 出席者) この条項例の考え方、あるいはどのように使ってほしいかということ、巻頭に文章にして示すべき。
- ・(A 出席者) 「モデル契約」だと、(注) がもっと膨大に書き込まれており、それだけ読めば全てが分かるというイメージ。「標準契約」も同様。「条項例」、「参考例」などが考えられる。
- ・(H 専門委員) 今回の条項例を作成する経緯としては、本年 4 月 3 日の報告書を受けて、自治体等の発注者が参考になるような、概ね妥当なものを作成しよう、ということがある。この点を念頭にしながら、議論をまとめていくべき。
- (I 委員) 今回は対象を庁舎等に限定しているので、これを P F I のモデル契約や標準契約という名前で出してしまうと、委員会として矮小なメッセージを出すことになるのではないか。
- ・(F 専門委員) P F I 全体の標準契約を作るのは無理なので、まず、B T O の施設整備中心型のプロジェクトを念頭に作ることにした。その中で、条項例を束ねたものなのか、一応標準的なものであるかという問題ではないか。また、この「条項例」はあくまでもベースの契約書であり、実際に使用する際は、この条項をそのまま当てはめるのではなく、それぞれの案件に応じて修正を加えることが必要。
- ・(B 委員) 事業構造や事業パターンでマトリックスを作ると、これは一番角の一番端っこの部分である。そのことを表題の最初に明記したうえで、「必要に応じて修正をしてください」という旨のことを書くべき。
- ・(部会長) 委員の意見を踏まえ、次回の総合部会に案を示してほしい。
- ・(事務局) 承知した。

【情報の共有について】

- ・(F 専門委員) 選定事業者から管理者等に契約書の写しを提出することに関して、第 40 条で維持管理についての契約書の写しの提出は求められているが、選定事業者の借入れ契約についての契約書の写しの提出は求められていない。以前情報の共有について議論したが、どのように反映されているのか。
- ・(事務局) 次回までに他の契約を参考にして、資料を提出したい。
- ・(B 委員) 金融機関のチェック機能が P F I として重要。同時に、保険について、保険金を誰が負担し、誰が一義的に受け取り、誰が最終的には受け取るべきかという考え方を整理しないと、条項例がきちんと統一的な考え方で規定されているのか、よくわからない。担保についてもこれまであまり議論されていない。金融、資金調達、保険について、マトリックスで整理して表にさせていただき、その上で議論を進めたい。
- ・(A 出席者) 選定事業者と金融機関が結ぶ契約書には、金融上の秘密や、原価、利率等の情報が含まれているので、選定事業者がすんなり公共側に提出するかどうかは論点の一つ。

・(F 専門委員) 管理者等が融資契約を何らかの形で選定事業者と共有して、プロジェクト全体のスキームを把握することが大前提。その次に、例えば金融機関のノウハウの部分をどうするかという話になる。まったく情報共有しないという話になると、去年の議論の意味がなくなってしまう。

・(J 専門委員) この点は基本的考え方を作るときに議論したところ。金融機関としては、基本的には管理者とは共有するが、金融機関のノウハウ部分は個別協議ということになった。ただし、一般人への開示はご容赦できないかという議論があって、基本的考え方にもその旨は反映されているので、契約書に折り込む際も考慮すべき。実務的には、融資契約を共有することは、全部を理解しようとする管理者等側にとっては非常に大変なこと。

・(B 委員) 第 1 に、資金のリスクは非常に重要な事項であり、管理者等は資金調達状況も含めて選定事業者を審査するものであるから、金融について隠したまま P F I なんてやるべきでない。第 2 に、金融機関の資金調達は、他人には公開できないような特殊な融資技術を用いて行うものでなく、誰でも知りうるようなノウハウを用いて行われるべきであり、どこまで開示するかは別として、極論すれば融資契約を管理者等に開示できないという金融機関は P F I 事業から降りるべき。第 3 に、管理者等が資金調達構造を知らないまま、期限前の弁済を行うことは避けるべき。

【第 68 条：損害賠償額の予定等について】

・(E 出席者) 第 68 条の損害賠償額の予定について、今の書き方では、金額が決まっていな損害賠償を管理者等が支払うときは全て管理者等の承諾を得る必要がある、とも読める。ただし書きでは結局、通常妥当と認められる額であれば、承諾がなくても管理者等が支払うと書いてあるので、承諾というプロセスがなくてもいいのでは。

・(H 専門委員) 管理者等が自ら負担になるような承諾を与える可能性は低いと考えると、この承諾のプロセスを入れる意味がない。

・(B 委員) 「通常妥当と認められる」とは、具体的にどういうことをいっているのか、何か解説しているものはないか。

・(事務局) 表現について、検討する。「通常妥当」という点についても、次回に資料を提出する。

【その他】

・(A 出席者) 第 60 条の (注) に、「第 61 条 2 項及び第 62 条 2 項と同じ」とあるが、これには違和感がある。第 60 条は政策変更等、第 61 条は管理者等の債務不履行、第 62 条は不可抗力、法令変更の場合が想定され、それぞれ公共側の帰責性が異なるため、逸失利益の範囲も差が出てくると考えられる。

・(B 委員) 前文の最後に、「この契約の定めのない事項又は疑義の生じた事項については、P F I 法並びに P F I 基本方針の定めるところのよる」という記述を入れるべき。

・(K 専門委員) 第 18 条について、管理者等の説明責任の範囲は明確になったが、選定事業者の説明責任の範囲は明確になっておらず、明確に書いてもらいたい。

・(J 専門委員) 第 59 条第 3 項で、「違約金に充当することができる」とあるのは、「充当する」としたほうがよいのではないか。

次回の総合部会でも引き続き条項例案について議論し、総合部会として当面の取りまとめを行うこととした。また、次回で議論を尽くせない場合には、予備日を活用して議

論することとした。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680,9681